

## 社債権者集会招集公告

平成 21 年 9 月 3 日

社債権者各位

東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号  
富国生命ビル  
株式会社日本エスコン  
代表取締役 直江啓文  
問合せ先 執行役員 古川格  
電話 06-6223-8067

株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP368833A758）に関して下記の通り社債権者集会を開催致しますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

### 記

1. 日時 平成 21 年 9 月 25 日（金）午前 11 時 00 分
2. 場所 東京都港区虎ノ門 1-1-12 虎ノ門ビル  
TKP 虎ノ門ビジネスセンター カンファレンスルーム 3C
3. 会議の目的事項

議案 社債の全部についてする支払の猶予の件  
（議案の内容）

株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の全部について、平成 21 年 10 月 29 日まで、その支払を猶予する。

（提案の理由）

株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件社債」といいます。）に関しては、平成 21 年 7 月 22 日開催の社債権者集会において、その全部について同年 9 月 28 日までその支払を猶予する決議がなされ、同決議は同年 7 月 31 日に裁判所の認可決定を受けております。

既に公表されております通り、当社は、去る平成 21 年 6 月 22 日、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対して事業再生 ADR 手続の利用申請を行い、同手続の下で、取引金融機関から借入金元本返済の一時停止措置を受けつつ、事業再生計画案の協議を行い、同年 9 月 28 日開

催予定の第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）において事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しており、本件社債についても、事業再生ADR手続における取引金融機関に対する借入金元本返済の一時停止と同様に、上記社債権者集会における決議を得て、平成21年9月28日までの間、その支払を猶予いただいていたところです。

当社は、その後、取引金融機関との間で事業再生計画案策定のための協議を行い、また本件社債その他の当社発行に係る社債の社債権者との間でもその弁済計画について協議を進めてまいりましたが、取引金融機関及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるには、今しばらく時間を要する見通しとなりました。そこで、去る平成21年8月27日の第2回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）においては、同債権者会議の続会を同年9月28日に開催することが決議され、同日開催される予定の第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）においては、同債権者会議の続会を同年10月29日に開催すること及び同日まで借入金元本返済の一時停止措置を延長することについて決議いただくことを予定しています。

そのため、本件社債についても、上記の通り予定される事業再生ADR手続における借入金元本返済の一時停止措置の延長と同様に、平成21年10月29日までの間、その支払を猶予していただきたく、本件社債の社債権者の皆様に対し、本件社債の全部について、その支払の猶予をお願いするものであります。

4. 本集会における議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第86条第1項乃至第3項に従い、社債権者集会の1週間前（平成21年9月17日（木））までに、振替法第86条第3項の規定による証明書（以下「86条3項証明書」といいます。）を、当社にご提示いただく必要がありますので、同日までに、下記送付先にご提出ください。なお、その際にご請求された社債権者様には、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付致します。ご提出していただいた86条3項証明書は、当社において社債権者集会終了までの間、一時お預かりをさせていただきます。86条3項証明書の受領と引き替えに、当社より「預り証」を社債権者様に送付いたしますので、社債権者集会にご出席される場合には当該預り証の原本をご提示ください。当該預り証の原本の提示をもって社債権者集会において86条3項証明書の提示があったものとみなします。なお、書面による議決権行使を行う場合は、平成21年9月24日（木）午後5時必着にて議決権行使書面を下記送付先にご送付ください。

**86条3項証明書及び議決権行使書面の送付先**

大阪府中央区伏見町4丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル13F

株式会社日本エスコン 大阪本社 広報・IR室

電話：06-6223-8067

5. 書面による議決権行使時の注意事項

- (1) 同一の社債権者様が重複して議決権を行使した場合において、行使内容が異なる場合は、最後に行使したものを有効なものとして取り扱います。
- (2) 書面による議決権行使の場合、議決権行使書面に賛・否の表示がない場合は賛として取り扱います。

(注)

- ① ご提出いただいた 86 条 3 項証明書の返却を希望される社債権者様には、社債権者集会終了後、預り証と引き換えにこれをご返却いたします。
- ② 集会において議案通り決議が成立した場合には、当該決議について裁判所の認可を経た後、全ての社債権者様に対して効力を有するものとなります。この場合、遅滞なく電子公告を行います。

以上